

《羽曳野市報道提供資料》

令和6年12月25日 発表

(連絡先)

電話 072-947-3809 (直通)

072-958-1111 (代表)

内線 3410

担当 市長公室人事課

職員の懲戒処分について

羽曳野市教育委員会は、令和6年12月25日、同委員会の職員について、次のとおり懲戒処分を行いましたので、公表します。

1. 処分日 令和6年12月25日
2. 被処分者 生涯学習部次世代育成課長 52歳 男性
3. 処分内容
 懲戒処分 戒告
 (根拠法令・地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号)

4. 処分理由

被処分者は管理職であるにもかかわらず、全面禁煙である庁舎敷地内において1日に1度の喫煙をおよそ1年間にわたり続けた。また、それらは勤務時間中に行われた。

勤務時間中における庁舎敷地内での喫煙については、過去にも文書厳重注意を行ったにもかかわらず再び行ったものである。

このような行為は、市民の信頼を損なう重大な服務規律違反である。

教育長コメント

職員を管理、監督する立場である管理職の職員が、このような行為をしたことは、誠に遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今回の事案に関しまして厳粛に受け止め、二度とこのようなことが起こらないよう、改めて綱紀の粛正、服務規律の遵守を徹底し、市民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいります。

令和6年12月25日

教育長 村田 明彦